

別添2 生産性向上支援事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和5年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和5年1月13日付け4農畜機第5510号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第2の1の事業に係る公募団体（以下「公募団体A」という。）及び第2の2の事業に係る公募団体（以下「公募団体B」という。）とする。

第2 事業の内容

1 飼養管理技術向上支援

公募団体Aは、肉豚等の生産性向上や生産コストの削減を図るため、次に掲げる事業を実施するものとする。また、都道府県を業務の区域とした生産者集団等が（1）の事業を実施するのに要する経費の一部について補助するものとする。

（1）豚の家畜人工授精に必要な知識の取得及び飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催並びに研修会修了者の現地指導の実施

（2）事業の推進指導

（1）の事業の円滑な推進を図るための現地指導等。ただし、公募団体Aが自ら実施する場合を除く。

2 養豚農業実態調査

公募団体Bは、先進的な経営改善の取組の普及を図るため、次に掲げる事業を実施するものとする。ただし、（2）の優良事例調査と実態調査は一体的に取り組むものとする。

（1）調査事項等検討会の開催

（2）養豚経営における優良事例調査（飼養管理、繁殖技術、環境対策等）及び実態調査の実施

（3）調査結果の分析及び報告書の作成・配付

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体Aは、第2の1の事業により生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

公募団体Bは、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

3 事業の要件

(1) 生産者集団等

ア 生産者集団等は、養豚業を営む者（3戸以上）で構成される地域の生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又はその他理事長が適当と認める団体とする。

イ 生産者集団は、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているものとする。また、公募団体が生産者集団である場合も同様とする。

(ア) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び生産者に関する事項

(イ) 生産者集団の組織及び運営に関する事項

(ウ) 生産者集団の活動に関する事項

(エ) 会計並びに補助金の管理及び使途に関する事項

(2) 第2の1の(1)の事業で補助対象となる豚の家畜人工授精に必要な知識の取得及び飼養管理技術の向上を図るための研修会は、肉豚等の生産性向上や生産コストの削減につながる基礎的な技術や高度な家畜人工授精技術等に関する内容とする。

なお、公募団体Aは、研修会開催後に別紙様式第4号の別添「飼養管理技術向上研修会報告書」を作成し、生産者集団等が作成した飼養管理技術向上研修会報告書の写しと併せて実績報告書に添付するものとする。

4 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和5年度とする。

第4 事業の推進指導等

1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 生産者集団等は、都道府県の指導を受けるとともに、公募団体Aの指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底及び生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

- (1) 公募団体Aは、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。
- (2) 公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに交付申請書を理事長に提出するものとする。
- (3) 公募団体は、交付申請に当たっては、公募団体Aは公募団体A（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）又は生産者集団等の、公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）は公募団体Bのそれぞれの所在地の都道府県知事に交付申請書の写しを送付するものとする。また、公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体を除く。）が都道府県を区域として第2の2の事業を実施する場合には、その区域の都道府県知事に交付申請書の写しを送付するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）補助金交付変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合、公募団体は、変更承認申請に当たっては、公募団体Aは公募団体A（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）又は生産者集団等の、公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）は公募団体Bのそれぞれの所在地の都道府県知事に変更承認申請書の写しを送付するものとする。また、公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体を除く。）が都道府県を区域として第2の2の事業を実施する場合には、その区域の都道府県知事に変更承認申請書の写しを送付するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

(1) 生産者集団等は、事業完了後遅滞なく、公募団体Aに対し当該年度に実施した事業の実績を提出するものとする。

公募団体Aは、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

(2) 公募団体Bは、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

(3) 公募団体は、実績報告に当たっては、公募団体Aは公募団体A（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）又は生産者集団等の、公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）は公募団体Bのそれぞれの所在地の都道府県知事に実績報告書の写しを送付するものとする。また、公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体を除く。）が都道府県を区域として第2の2の事業を実施する場合には、その区域の都道府県知事に実績報告書の写しを送付するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 公募団体は、1のただし書により交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、そ

の減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業の実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第9 電子情報処理組織による申請等

1 公募団体は、第3の1の規定による実施要領の承認申請、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の(2)の規定による概算払請求、第6の4の(1)及び(2)の規定による実績報告並びに第7の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「共通申請サービス」という。)を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。

3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示及び命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができるものとする。

4 公募団体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請

等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 飼養管理技術向上支援</p>	<p>(1) 公募団体A又は生産者集団等が実施する豚の家畜人工授精に必要な知識の取得及び飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催並びに研修会修了者の現地指導に要する経費</p> <p>(2) (1)の事業の円滑な推進を図るための現地指導等に要する経費</p>	<p>定額</p>
<p>2 養豚農業実態調査</p>	<p>公募団体Bが実施するのに要する次の経費</p> <p>(1) 調査事項等検討会の開催</p> <p>(2) 優良事例調査及び実態調査の実施</p> <p>(3) 調査結果の分析及び報告書の作成・配付</p>	<p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）を下記のとおり実施したいので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構補助金	その他	
1 飼養管理技術向上支援				
2 養豚農業実態調査				
合 計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款又は規約
 - (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）実施計画

1 生産者集団の概要

生産者名	住 所	飼 養 頭 数			前年度出荷 頭数（実績）
		主な経営 形態	子取り用 雌豚頭数	種雄豚	
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
計 人		合計	頭	頭	頭

- (注) 1 生産者集団の概要は、公募団体が生産者集団である場合及び公募団体が生産者集団へ補助する場合に記入すること。また「生産者名」欄には、所属する生産者集団の名称を併記すること。
- 2 「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫経営の区分を記載すること。
- 3 子取り用雌豚は、生後6か月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。

2 生産性向上支援

(1) 飼養管理技術向上支援

ア 飼養管理技術向上計画

現状の問題点	この事業での改善点

(注) 研修会を実施する地域又は集団における問題と改善点を記載すること。

イ 飼養管理技術向上研修会の開催

時期	場所及び 参集人数	研修会 の内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

(注) 実績報告書の提出時には、別紙様式第4号の別添の飼養管理技術向上研修会報告書並びに研修会等開催に係る開催通知文及び研修会等に係る経費を証明する書類を添付すること。

ウ 研修会修了者の現地指導 (フォローアップ等)

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

エ 事業推進指導

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

(注) 事業推進指導は、公募団体Aが自ら実施する場合を除く。

(2) 養豚農業実態調査

ア 調査事項等検討会の開催

時期	場所及び 参集人数	会議 の内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

イ 優良事例調査の実施

時期	内容	方法	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

(注) 「内容」及び「方法」欄については、出来るだけ具体的に記載すること。

ウ 実態調査の実施

時期	内容	方法	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

(注) 「内容」及び「方法」欄については、出来るだけ具体的に記載すること。

エ 調査結果の分析及び報告書の作成・配付

時期	内容	方法	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

- (注) 1 「内容」及び「方法」欄については、出来るだけ具体的に記載すること。
 2 実績報告書の提出時には、調査結果の報告書、配布先一覧、調査事項検討会の議事録等及び調査に係る経費を証明する書類を添付すること。

別紙様式第2号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）実施計画（変更）」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他	
1 飼養管理技術向上支援				
2 養豚農業実態調査				
合 計				

(注) 2及び3については、別紙様式第1号の様式に準じて作成するものとし、変更部分が容易に比較できるよう変更前を()書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）補助金概算払
請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった養豚経営
安定対策補完事業（生産性向上支援事業）について、下記により金 円を概算
払により支払われたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第6の3の(2)
の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円、%)

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日ま での予 定出 来高 (④+ ⑤) /②	残額 ②-④- ⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
1 飼養管理 技術向上支 援	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 養豚農業 実態調査									
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、交付決定額を限度として概算払
ができるものとし、「事業費出来高」及び「令和 年 月 日までの予定出来高」
欄を記入の上、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関名及び支店名

銀行

支店

振込口座種類及び口座番号

普通・当座

口座名義人 (フリガナ)

別紙様式第4号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）について、下記のとおり実施したので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額金 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）実績書」のとおり

(注) 別紙様式第1号の別紙の事業実施計画に準じて作成すること。

3 事業に係る精算額

(単位：円)

区 分	交付決定額	実績額 ①	概算払額 ②	精算額 ①-②
1 飼養管理技術向上支援				
2 養豚農業実態調査				
合 計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

5 振込先

金融機関名及び支店名 銀行 支店

振込口座種類及び口座番号 普通・当座

口座名義人 (フリガナ)

飼養管理技術向上研修会報告書

(令和 年度養豚経営安定対策補完事業 (生産性向上支援事業))

研修会参加日：令和〇年〇月〇日 ()

研修会場所：

取組実績：

研修内容等		
取組実績		
備考		

- (注) 1 実績報告時に研修内容等の取組実績を理事長に提出すること。
2 研修会終了後、必要に応じ現地指導を行うこと。

別紙様式第5号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（生産性向上支援事業）補助金について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返戻相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料